

授業科目名	公法訴訟実務 Legal Practice for Public Law
授業科目群	法律実務基礎科目
標準学年	2・3年次
必修・選択の区別	選択
開講学期	後期
開講曜日・時限	木曜日・6時限目
単位数	2単位
担当教員名	村井正昭・田中孝男・高木佳世子・松本佳郎・名和田茂生・石渡一史・矢口耕太郎・武藤糾明 ( Murai Masaaki, Tanaka Takao, Takaki Kayoko, Matsumoto Yoshiro, Nawata Shigeo, Ishiwatari Kazuchika, Yaguchi Kotaro, Muto Tadaaki )
授業の目的	<p>本科目は、司法試験において基本的試験科目である公法(とりわけ行政法)について、その訴訟実務の概要を学び、応用可能な能力を修得することを目的とする。</p> <p>訴訟実務に多彩な経験を有する弁護士が講義・演習を担当することによって、今後、多数発生することが予想される公法系訴訟(とりわけ行争訟)について、訴訟(行政不服審査も含む)実務のAからZまでを、実務体験に基づいて講義し、あるいは演習によって学習する。司法がその本来の目的である社会的正義を実現するには、法が現実の社会においてどのように機能しているか、法を運用する国民・住民・事業者がどのような法的行動意識を持っているかについても知らなければならない。こうした行動意識にも配慮しながら、弁護士は、単なる訴訟技術や弁論技術のみならず、幅広い観点から、事件・問題の背後にある事情などをくみ取っていく必要もある。行政事件の各種訴訟には一般の民事訴訟と共通の部分も少なくないが、この講義では公法系訴訟ならではの特殊な部分について、これまで学んできた公法科目の知識をより実践的に深める。おそらく法曹になってから非常に貴重なものとなる。</p> <p>なお、本科目は、福岡県内において第一線で活躍する弁護士によるオムニバス方式の講義である。講師によって、ときに訴訟技術・弁論技術などにおいて異なった対応を示唆されることもある。ケース・バイ・ケースで対応が異なることもある生の訴訟の扱いを学ぶことも得難い体験であろう。また、多彩な講師陣と接触できる貴重な機会であることも留意されたい。場合によっては、就職先を考える場合の一素材になるかもしれない。</p>
履修条件	法律基本科目を履修していること。なお、司法政策論を履修していることが好ましいが、必須ではない。
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	<p>この講義は、一種の演習的な位置付けもしており、公法の各科目のとの連動が予想されている。そのため、1年次、2年次の教育内容を考慮して、公法関係の訴訟の実務に関連した事例・判例演習的なものとする。第一線で活躍中の弁護士が非常勤講師として1回ないし3回を担当し、オリエンテーションや最後のまとめなどを含めて、専任教員である村井が世話役を務める。可能な限り、事例または判例に則して、事前課題を提示し、受講者は準備をしてくることになる。なお、「公法訴訟実務」が教科名ではあるが、日本では「憲法訴訟」という訴訟手続はないので、憲法条文の解釈などが問われるいわゆる憲法訴訟事件を行政事件訴訟や国家賠償訴訟を扱う中で取り上げることにする。</p> <p>各講師は、事例・判例研究という形をとりながらも、常に、市民や職業法曹が法現象にどのように対処すべきかを、ともに考えていくことを方針としている。講義期間中は、事前か事後に「書く」訓練を行うことが重要であると考えているため、毎回何かまとまりのある文章を書くことによって、短時間でまとまった文章を作成する能力も身につけることができるように配慮したい。</p> <p>以下の授業計画に挙げるテーマ・判例は暫定的であり、実際には新判例の登場などを考慮して変更することがある。</p>
	This course is taught by several lawyers who are experienced in public law suits. Students will learn through case studies and have some opportunities to practice writing.
	第1回 (9月28日) 村井・田中 現代行政法の課題について概説する

<p>授業計画</p>	<p>第2回（10月5日）村井・田中(ゲスト・スピーカー) 現在において、公法・私法を区別する意義がどこにあるか。会計法の適用を巡る最判を参考に。</p> <p>第3回（10月12日）村井・田中(ゲスト・スピーカー) 行政処分の無効について、重大性の他になぜ明白性が必要とされるのか</p> <p>第4回（10月19日）矢口・村井・田中 公務員人事を巡る行政処分取消訴訟</p> <p>第5回（10月26日）村井・田中(ゲスト・スピーカー) 土地区画整理の事案を素材に行政計画の処分性を検討する</p> <p>第6回（11月2日）矢口・村井・田中 開発許可を巡る紛争とその解決を巡る諸方策について検討する</p> <p>第7回（11月9日）、第8回（11月16日）高木・村井・田中 社会保障に関する課題を生活保護、年金に関する行政訴訟を通して考える</p> <p>第9回（11月30日）武藤・村井・田中 ハンセン病国賠訴訟を題材に、立法行為(国会)、法の執行行為(行政)と国賠訴訟の是非を考える</p> <p>第10回（12月7日）松本・村井・田中 老朽空家に関する住民の苦情に対し、行政がとりうる対応策について検討する</p> <p>第11回（12月14日）武藤・村井・田中 住基ネット差止め訴訟を題材に、個人情報保護と自己情報コントロール権について検討する</p> <p>第12回（12月21日）石渡・村井・田中 産業廃棄物に関する許認可を下に、公法上の契約の有効性について検討する</p> <p>第13回（1月11日）村井・田中 住民監査請求と住民訴訟について検討する</p> <p>第14回（1月18日）松本・村井・田中 指名入札の事案を下に、訴の利益について検討する</p> <p>第15回（1月25日）名和田・村井・田中 情報公開を巡る諸問題について検討する</p>
<p>授業の進め方</p>	<p>本科目は、遅くとも講義日の10日前頃までに受講生に設例、レジュメ等を配信し、講義前に短い解答(例えばA4サイズで1枚ないし2枚程度)を提出し、講義の際の理解を深めるようにしたい。 非常勤講師の各弁護士からは進行途上の生の資料提供や過去に経験された実際の事件が素材として提出されることも多い。 なお、本科目では、教育効果をあげるため、内外のゲストスピーカーの協力を得て授業を行うことがある。</p>
<p>教科書及び参考図書等</p>	<p>本講義に関して全般に通用する特定の教科書はない。各回ごとに、事前ファイルにより指定素材について送信する。</p>
<p>試験・成績評価等</p>	<p>各回の事前課題に対する小レポート(7割程度)、各回での発言などに基づく平常点(3割程度)。</p>
<p>事前学習</p>	<p>上記のように、各講師が作成した教材を少なくとも講義の10日程度前までに村井も責任で配信する。ほとんどの回で小レポートの提出を求める。</p>
<p>課題レポート等</p>	<p>ほぼ毎回、何らかの短い事前課題または事後課題を提示する。毎回の教材と検討内容は、いずれも、将来の法曹としての活動に役立つはずである。</p>

オフィスアワー	村井に対する質問は、電子メールで予約し、面談時間を決定する。その他の講師に対するものは、極力、授業終了後。その他は村井を経由して質問することとする。
その他	本科目は、九州大学法科大学院（以下「法科大学院」という）のリカレント科目に指定されており、本法科大学院の授業科目の一部を聴講を希望する実務家（弁護士等法曹資格を有する者）があった場合は、正規の学生の履修に支障がないと判断される場合に限り、これらの実務家が聴講生として授業に参加することがある。このため、第6限の開講としている。